

○春日井市附属機関設置条例

平成27年 3月20日

条例第 2 号

改正 平成27年 9月30日 条例第40号

平成28年 3月17日 条例第 5 号

平成28年 7月 8 日 条例第37号

平成29年 3月17日 条例第 1 号

平成29年12月21日 条例第32号

平成30年 3月16日 条例第 8 号

平成30年 7月11日 条例第33号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第 2 条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員の定数)

第 3 条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、第 2 条第 1 項の附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 条例第40号）

この条例は、平成27年10月 5 日から施行する。

附 則（平成28年 条例第 5 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第37号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表教育委員会の部に春日井市いじめ問題対策委員会の項を加える改正規定及び次項中別表放課後教室運営委員会委員の項の次にいじめ問題対策委員会委員の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年条例第32号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第2条、第3条関係)

(平27条例40・平28条例5・平28条例37・平29条例1・平29条例32・平30条例8・平30条例33・一部改正)

| 執行機関 | 附属機関 | 担当事務 | 委員の定数 |
|------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 市長 | 春日井市地域包括支援センター運営等協議会 | 地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を図るために必要な事項及び地域密着型サービスの円滑かつ適正な運営を図るために必要な事項についての審議 | 15人以内 |